

上尾市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

(目的)

第1 このガイドラインは、市内における太陽光発電施設の設置に関し、太陽光発電施設を設置する者が、安全や周辺環境等に配慮するとともに、太陽光発電施設の導入が円滑になされるため、市及び近隣住民等に対して事業計画内容を事前に明らかにすること等について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその付属設備をいう。
- (2) 発電施設 再エネ特措法による認定を受けた事業用の太陽光発電施設をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 建築物に該当するもの
 - イ 設置者の事業所等内に併設されるもの
 - ウ 公共団体が公益に供するために行う設置事業
- (3) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。
- (4) 大規模発電施設 定格出力 50 キロワット以上の発電施設（同一の届出者が複数の発電施設を近接して設置するなど、実質的に一つの場所への設置と認められる場合は、一つの発電施設とみなす）をいう。
- (5) 設置者 発電施設を設置する者及び発電施設の譲渡、承継を受けた者をいう。
- (6) 近隣住民等 大規模発電施設の設置が計画される区域の近隣の土地及び家屋の所有者又は居住者並びに事業区域に存する自治会の代表者をいう。

(対象地域)

第3 このガイドラインの対象地域は、市内全域とする。

(法令に基づく手続等)

第4 設置者は、発電施設を設置する場合において、資源エネルギー庁が策定した事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）付録1の主な関係法令リストの表の関係手続の例に該当する場合は、当該発電施設の規模に関わらず、関係行政機関と事前に相談、協議を行い、必要な手続等を行うものとする。

2 設置者は、計画地の全部又は一部が別表1「設置するのに適当でないエリア」に掲げる区域に該当する場合は、別表1に掲げる法規制に該当するか否かにかかわらず、当該計画が周辺の生活環境等に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討するものとする。

(近隣住民等への事前説明)

第5 設置者は、大規模発電施設を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかとなった時点で、近隣住民等に対する説明会等を実施し、事業内容（施設概要、設置工事計画、維持管理計画、認定期間後の施設の方針等）や設置に伴う地域への影響とその対応等を周知するものとする。この際、近隣住民等から出された要望・意見等に対しては、書面を交付するなど誠意をもって対応し、自主的な紛争解決に努めるものとする。

(大規模発電施設に係る届出等)

第6 設置者は、大規模発電施設の工事に着手する日の50日前までに、上尾市太陽光発電施設計画届出書（様式第1号）に環境省の環境配慮ガイドラインのチェックシート等のほか次の資料を添付し、市長に提出するものとする。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の許可及び同法第4条第1項第8号又は第5条第1項第7号の規定による届出により、市と事前に相談、協議を行い、必要な手続等を行っている場合を除く。

(1) 法人の登記簿謄本（事業者が法人の場合に限るものとし、副本への添付は不要）

(2) 事業区域位置図・案内図（縮尺1/50,000程度）

(3) 事業実施工程表

(4) 土地利用計画図（縮尺1/1,000以上）

(5) 各種施設構造図

(6) 排水計画図（汚水・雑排水・雨水）

(7) 土地全部事項証明書（土地登記簿謄本）

(8) 公図の写し（公図の写しには、地番、所有者等を記入すること）

(9) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の届出を行った設置者は、届出対象発電施設の内容を変更し、又は事業を譲渡・承継・廃止しようとするときは、変更又は廃止する日の30日前までに、上尾市太陽光発電施設計画変更・廃止届出書（様式第2号）を市長に提出するものとする。ただし、想定発電力の縮小、法人の代表者の氏名を除く。

(遵守事項)

第7 設置者は、発電施設を設置する際は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 近隣住民等との協調を保つこと。

(2) 施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。

(3) 地域の実情に応じて、電力の市内消費や災害時の電源使用などを検討すること。

(4) 太陽光発電施設の構造は、各種技術基準に適合すること。

(5) パワーコンディショナー等からの騒音・振動等やパネルの反射光により周辺的生活環境に支障を生じさせないように、敷地境界からの後退や植栽等の遮蔽物の設置等必要な措置を講じること。

(6) 工事作業は日曜日・祝日・夜間を除くこと。また、工事車両の搬入・搬出経路については、通勤及び通学に配慮すること。

(7) 不要な電波発射により、防災行政無線や消防・救急デジタル無線等の人命に関わる無線

設備に障害を与えないよう、不要発射が少ないと見込まれる装置を選定するなど、無線通信への影響低減又は原因除去を行うこと。

- (8) 雨水等による土砂・汚泥の流出や水害等の災害防止対策を講じること。また、災害発生時などには、施設外への影響を最小限にとどめるよう適切に対応すること。
- (9) 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。また、災害発生時等に、速やかな対応がとれるように緊急連絡体制を整備すること。
- (10) 既存の地形や樹木等を残しながら、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境や景観との調和に配慮すること。
- (11) 事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に影響が及ぶことがないように十分配慮すること。
- (12) 埋蔵文化財は事前に確認のうえ、その取扱いについては、市教育委員会に協力すること。
- (13) 施設計画の段階から事業終了後の将来計画を十分に検討するとともに、廃止に要する経費等を計画的に調達・手配すること。
- (14) 施設を廃止した場合は、速やかに設置者の責任により法令、ガイドライン等に基づいて適正に撤去等適正に処理すること。なお、撤去にあたっては廃止後の土地利用に応じた処理をし、周辺的生活環境等に影響を及ぼさないように十分配慮すること。
- (15) 事業を承継する場合は、把握している若しくは予想されうる管理運営及び廃止等の条件について、責任をもって引き継ぐこと。

(報告)

第8 市長は、このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、設置者に対し必要な報告を求めることができるものとする。

(補則)

第9 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

- 2 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うこととする。

附 則

- 1 このガイドラインは、令和6年4月1日から施行し、令和6年7月1日以後に着工する発電施設から適用する。
- 2 このガイドラインの施行日において現に着工している発電施設の設置者は、第7に掲げる事項の遵守に努めるとともに、必要と認められる場合は第6に掲げる措置を講じるものとする。

別表1 設置するのに適当ではないエリア

No	法令等名称	エリア（区域の名称等）	担当窓口
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所（廃棄物が地下にある土地の指定について）	県環境部 資源循環推進課 企画調整・一般廃棄物担当 （電話：048-830-3110）
2	都市緑地法	特別緑地保全地区	市都市整備部 みどり公園課 （電話：048-775-8129）
3	第2次上尾市緑の基本計画	保全配慮地区（荒川、江川、原市沼川流域）の緑地	
4	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	ふるさとの緑の景観地	県中央環境管理事務所 （電話：048-822-5199） 市都市整備部 みどり公園課 （電話：048-775-8129）
5	首都圏近郊緑地保全法	荒川近郊緑地保全区域	市都市整備部 みどり公園課 （電話：048-775-8129）
6	森林法	上尾市森林整備計画対象森林	
		保安林（保安林の制度）	県農林部 森づくり課 総務・森林企画担当 （電話：048-830-4313）
7	上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例	保存樹林、保存樹木	市都市整備部 みどり公園課 （電話：048-775-8129）
8	農地法	農用地区域内の農地、甲種農地、第1種農地（営農型発電設備の下部の農地等を除く）	市農業委員会事務局 （電話：048-775-9694）
9	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内の農地	市環境経済部 農政課 （電話：048-775-7384）
10	河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地	【一級河川荒川】 国土交通省荒川上流河川事務所 （電話：049-246-6371） 【その他一級河川】 北本県土整備事務所 （電話：048-540-8200） 【準用河川】 市都市整備部 建設管理課 （電話：048-775-8597）

12	砂防法、埼玉県砂防指定地管理条例	砂防指定地（砂防指定地一覧）	県土整備部 河川砂防課 荒川上流域・砂防担当 （電話：048-830-5141）
13	地すべり等防止法	地すべり防止区域（地すべり防止区域一覧）	
14	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地崩壊危険区域一覧）	
15	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定について）	
16	水防法	洪水浸水想定区域のうち家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）及び家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）（上尾市防災ガイドブックおよび上尾市水害ハザードマップ）	
17	文化財保護法	重要文化財、登録有形文化財、埋蔵文化財包蔵地（埋蔵文化財包蔵地の確認について）、名勝又は天然記念物	市教育総務部 生涯学習課 （電話：048-775-9496）
18	埼玉県文化財保護条例	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物の指定地、県指定旧跡の指定地（埼玉県内の国・県指定等文化財）	県教育局 文化資源課 指定文化財担当 （電話：048-830-6981）
19	上尾市文化財保護条例	市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財、市指定史跡名勝天然記念物（上尾の指定・登録文化財一覧）	市教育総務部 生涯学習課 （電話：048-775-9496）
20	埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例	土砂搬入禁止区域（土砂搬入禁止区域について）	県環境部 産業廃棄物指導課 審査担当 （電話：048-830-3121）

(様式第1号)

上尾市太陽光発電施設等計画届出書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

事業者 住 所

氏 名

(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

太陽光発電施設等の設置及び管理について、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

発電設備名称	
設置場所	上尾市
敷地面積	m ²
定格発電出力	kW
着工予定日	年 月 日
稼働開始予定日	年 月 日
災害や土砂流出等の防止のために講ずる措置の内容	
看板又は標識の設置の有無	<input type="checkbox"/> 設置済み <input type="checkbox"/> 設置する予定(年 月 日頃) <input type="checkbox"/> 設置予定なし
住民説明会等の実施(予定)の有無	周知方法(<input type="checkbox"/> 住民説明会 <input type="checkbox"/> 戸別訪問) 実施時期(年 月 日～ 年 月 日)
工事施工業者	住所 氏名(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
発電を行う事業者	住所 氏名(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
維持管理を行う事業者	住所 氏名(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

